

伊那市では、空き家の利活用による移住・定住の促進を目的として「空き家バンク制度」を導入しています。空き家所有者の方（空き家を売りたい・貸したい、もしくはお悩みの方）、空き家を買いたい・借りたい方、まずは、お気軽にご相談ください。

## 空き家所有者



空き家を売りたい・貸したい人  
に行っていただくこと

### ① 登録申請

空き家バンク制度を利用したい方は、登録申込書等の申請書類を伊那市役所へご提出ください。

### ③ 物件調査（現地立会）

所有者の方にお立会いいただき、市役所担当者が間取りや家屋の状態の確認および聞き取り、写真撮影を行います。物件調査後、伊那不動産組合へ媒介契約締結の依頼を行います。

### ④ 媒介契約

伊那不動産組合加盟の担当不動産事業者から連絡が行き、売却価格または家賃等を決定し、媒介契約を結びます。

※増改築  
※家財等の搬出・清掃  
→空き家バンク登録促進補助金申請  
詳しくは裏面を参照ください

### 農地付き物件の売買について

空き家バンクの登録物件に農地を付属して売りたい場合には、農業委員会に必ず相談をしてください。農地付き物件を購入する場合にも面積や諸条件により、必要な手続きや掛かる期間が変わりますので、農業委員会にご相談ください。

伊那市農業委員会 事務局

0265-78-4111（内線2861・2862）

### ⑧ 売買・賃貸借契約

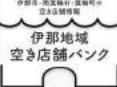
→空き家バンク成約報奨金申請  
詳しくは裏面を参照ください

## お問い合わせ

## 伊那市役所 地域創造課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

TEL 0265-78-4111（内線 2253）



## 空き家バンク



伊那市役所の行うこと

### ② 申請書類審査

申請書類の内容確認および家屋図面調達等の後、物件調査の日程調整のご連絡をいたします。

### ③ 物件調査

所有者の方にお立会いいただき、市役所担当者が間取りや家屋の状態の確認および聞き取り、写真撮影を行います。物件調査後、伊那不動産組合へ媒介契約締結の依頼を行います。

### ④ 媒介契約

伊那不動産組合加盟の担当不動産事業者から連絡が行き、売却価格または家賃等を決定し、媒介契約を結びます。

### ⑤ 空き家バンク登録 物件情報掲載

媒介契約締結の連絡を受けて、空き家バンク登録が完了します。物件情報が、伊那地域空き家バンクホームページや伊那市移住・定住相談窓口Facebookページに掲載されます。

### ⑦ 現地案内・交渉

気になる物件があれば、担当不動産事業者に連絡し、必ず物件の見学（内覧）を行った上で売買もしくは賃貸借契約を行ってください。

### ⑧ 売買・賃貸借契約

空き家バンク  
不動産事業者の行うこと

## 利用希望者



空き家を買いたい・借りたい人  
に行っていただくこと

### ⑥ 物件の閲覧

伊那地域空き家バンクホームページやFacebookページにアクセスし、気になる物件がないか確認してみましょう。情報更新は不定期なので、マメな閲覧がおススメです。



空き家バンクホームページ

Facebookページ



### ⑦ 物件の見学

気になる物件があれば、担当不動産事業者に連絡し、必ず物件の見学（内覧）を行った上で売買もしくは賃貸借契約を行ってください。

### ⑧ 売買・賃貸借契約

売買あるいは賃貸借契約の締結と合わせ、空き家バンク利用申込を行います。

→空き家バンク利用促進補助金申請  
詳しくは裏面を参照ください

伊那地域空き店舗バンクホームページオープンしました！

詳しくは、伊那市商工観光部 商工振興課 商業労政係まで お問い合わせください。

<https://shop.ina-akiyabank.jp/>

TEL 0265-78-4111（内線 2431・2432）

E-mail [jkz@inacity.jp](mailto:jkz@inacity.jp) H P <https://www.ina-akiyabank.jp>

Facebookページ <https://www.facebook.com/174akiyabank/>

# 空き家

## バンクの 補助金

伊那市では、空き家バンク登録物件の増改築工事や家財等の搬出・清掃に利用できる、  
**空き家所有者向けの補助金制度**と、  
空き家バンク登録物件を取得した際に利用できる、  
**利用者向けの補助金制度**があります。  
それぞれの補助金制度や要件等についてご紹介します。



### 空き家所有者向けの補助金制度



#### 空き家バンク登録促進補助金

- ① 増改築等にかかる経費の10分の2  
(最大 **75** 万円) を補助

- ② 家財等の搬出・清掃にかかる経費の  
最大 **15** 万円までを補助

※申請期限は、空き家バンク登録申請日から3年以内です。  
※補助金を受け取った日から、5年以内に当該物件を取り壊したり、空き家バンク制度を通じないまたは事業者との売買・賃貸契約をした場合、補助金を返還していただく場合があります。  
※登録促進補助金は、事業開始前後の写真や見積書、領収書等が必要となります。補助金申請をお考えの方は、事業着手前にご相談いただくと安心です。

#### 空き家バンク成約報奨金等

- ③ 空き家バンク登録物件の契約成立後に  
報奨金 **10** 万円を支給 ※申請が必要です。
- ④ 帰郷時に使える宿泊補助券  
**6** 万円分を交付

※登録日から**最大3年間、6ヶ月毎を**目安に**1万円分(5,000円×2枚)**を交付

利用可能施設：「高遠さくらホテル」「仙流荘」等の伊那市観光株式会社の施設  
ご使用になる際は、営業状態等について、事前に個々にご確認ください。



### 利用者向けの補助金制度



#### 空き家バンク利用促進補助金

- 右の要件のすべてに該当する方の**空き家バンク登録物件の取得や増改築にかかる経費の10分の2**  
(最大 **75** 万円) を補助

※補助金を受け取った日から5年以内に当該物件から住所を有しなくなった場合、補助金を返還していただく場合があります。  
※取得の場合は、取得から2年内、増改築の場合は、事業着手前を原則とし、特別な事情があるときは、取得から3年内を期限とします。

#### 【要件】

- 1 空き家バンクに登録された物件を取得した者
- 2 当該物件に住所を有し、定住する意思が認められること
- 3 物件の所有権を有する者が15歳以上45歳以下の者、又は15歳以上45歳以下の配偶者を持つ者、又は同居する中学生以下の子を持つ者
- 4 自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること

お問い合わせ

## 伊那市役所 地域創造課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

TEL 0265-78-4111 (内線 2253)

E-mail [jkz@inacity.jp](mailto:jkz@inacity.jp) H P <https://www.ina-akiyabank.jp>

Facebookページ <https://www.facebook.com/174akiyabank/>